

太田市環境基本計画市民委員会設置要綱

平成17年12月1日

(名称)

第1条 この会は、太田市環境基本計画市民委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、太田市環境基本条例第8条に基づき、合併後の太田市の環境指針となる太田市環境基本計画の策定に当たり、市民の代表として本市の環境問題、環境将来像について調査研究を行い、計画策定の推進を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を調査研究する。

- (1) 環境に関する一般市民、事業者及び学生へのアンケート調査
- (2) 環境保全に関する課題の抽出研究
- (3) その他環境の保全等に関し必要な事項に関すること

(組織)

第4条 委員会は、委員20人以内で組織し、委員は、次に掲げるもののうちから選任する。

- (1) 環境活動を行っている団体の構成員
- (2) 環境活動を行っている個人
- (3) その他委員長が必要と認める者

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。